

第1号様式（第7条第1項）

年 月 日

（宛先）東金市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

東金市木造住宅耐震改修補助金交付申請書

木造住宅耐震改修補助事業に関し補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象木造住宅

所在地	東金市
所有者	
用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅
工法	<input type="checkbox"/> 在来工法 <input type="checkbox"/> その他の工法（ ）
規模・面積	地上 階 1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup> （うち居住の用に供する部分 m <sup>2</sup> ）
耐震診断結果	<input type="checkbox"/> 倒壊する可能性がある <input type="checkbox"/> 倒壊する可能性が高い ・上部構造評点 2階（X方向 Y方向 ） 1階（X方向 Y方向 ） ・診断方法 <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ・耐震診断の実施年月日 年 月 日 ・東金市木造住宅耐震診断費補助制度の利用（有・無） ・診断者 ア 氏名 イ 資格（ ）建築士（ ）登録第 号
建築年月日	年 月 日

2 交付申請額

円

### 3 交付申請額の算出の基礎

	設計費	工事監理費	工事費
補助対象経費 A (見積額)	円	円	円
補助率 B	2 / 3	2 / 3	1 / 3
補助基本額 C (A×B 千円未満切捨て)	円	円	円
限度額 D	40,000円	60,000円	400,000円
交付申請額 (C又はDの少ない額)	円	円	円
交付申請額 合計			円

### 4 設計・施工者等

設計者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 連絡先
工事監理者	資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 氏名 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 連絡先
施工者	氏名 営業所名 建設業許可 大臣・ ( ) 知事 特・般 第 一 号 所在地 連絡先

5 耐震改修の予定工期 年 月 日から 年 月 日まで

### 6 添付書類

- (1) 補助対象木造住宅の案内図及び登記事項証明書
- (2) 補助金の交付の申請をしようとする者の住民票の写し
- (3) 補助対象木造住宅の耐震診断の結果報告書の写し
- (4) 補助金の交付の申請をしようとする者が市税を滞納していないことを明らかにする書類
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 補助対象木造住宅の耐震改修に係る設計及び工事監理をする建築士の免許証の写し
- (7) 第3条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(個人情報確認同意書(別記第2号様式)を提出した場合は、(2)及び(4)の書類を省略することができます。)

第2号様式（第7条第2項）

年 月 日

（宛先）東金市長

住 所

氏 名

個人情報確認同意書

私は、東金市木造住宅耐震改修補助金の交付の申請に当たり、私の（住民登録情報・納税情報）について、東金市長が確認することに同意します。

第3号様式（第3条第2項及び第5条第1項）

誓約書

年 月 日

（あて先） 東金市長

住 所 東金市  
氏 名

私は、東金市が東金市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）に基づき、暴力団を利用することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、補助金等の交付を申請するにあたり、下記の者に該当しないことを確認するため、東金市からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて当該補助金等の申請を行う者